

監査実施結果報告書(国民年金基金)

基金数	監査実施数	是正指導	
		基金数	指導項目数
72 基金	17 基金	12 基金	45 件

※ 基金数は平成23年3月31日現在

区 分	指 摘 ・ 是 正 改 善 事 項
基金の状況	加入員確保事業については、具体的な獲得目標値や具体的な計画を策定し、母体の協力を得ながら、計画的に実施すること。 また、実施後においては、結果の検証を行うこと。
代議員会	国民年金法第123条に基づき、理事長専決については代議員会に報告し、その承認を求めること。
理 事 会	理事会については、代理出席は認められていないので、議決権行使をする場合には、書面により行うこと。
事務組織	出納員の任免については、職員任免簿又は理事長が任免したことがわかる書類を作成すること。
	常務理事が出納員に任命されていたことから、国民年金基金事務取扱い準則に基づき、職員のうちから出納員を任命すること。
	出納員が交替した場合の引継は、財務及び会計規程に基づき引継書を作成し、適正に行うこと。 なお、出納員の引継書類は、交替日の前日をもって作成すること。
監事監査	国民年金基金の事業運営基準別添「監事監査規程要綱」に定める文書について、監査の適正を図るため監事に回付すること。
庶 務	予算流用を行う場合は、予算流用決議書を作成し、必ず事前に理事長の決裁を受けること。 なお、予算の流用は、予算執行上必要な額をもって行うこと。
	代議員及び役員の旅費について、代議員及び役員旅費規程に基づき、適正に支給すること。
	職員に対する旅費については、職員旅費支給規程に基づき、「出張旅費精算書」を作成すること。
	切手及び金券類は、受払簿により決裁を受けるなど、適正に管理すること。
	学識経験監事への報酬(給与)及び旅費の支給について、規程又は内規等により根拠を明確にすること。

区 分	指 摘 ・ 是 正 改 善 事 項
契 約	契約については、財務及び会計規程に基づき、業者決定や契約書の作成について適正に行い、理事長の決裁を受けること。
	随意契約により調達を行う場合は、複数の業者の見積もりを徴し、業者決定を適正に行うこと。
財務及び会計	会計帳簿の残高の突合確認について、国民年金基金事務取扱い準則に基づき、毎月末の月計表の残高と総勘定元帳及び総勘定元帳補助簿の残高を突合し、その正否を確認すること。
	「会計伝票の起票者」と「現金の出納担当者」は原則として別人とすること。
	国民年金基金事務取扱い準則に基づき、固定資産台帳を作成し、適正に管理すること。
適用事務	加入申出について、資格取得日を受付日以前に遡及していたことから、国民年金法第127条に基づき、基金に加入の申出をした日(加入申出書を基金が受理した日)を加入員の資格取得日とすること。
個人情報保護	個人情報保護管理規程を作成すること。 また、当該規程に基づき、個人情報データベース等を取り扱う職員を定めること。